

「農商工等連携」に関する 国の支援制度ができました。

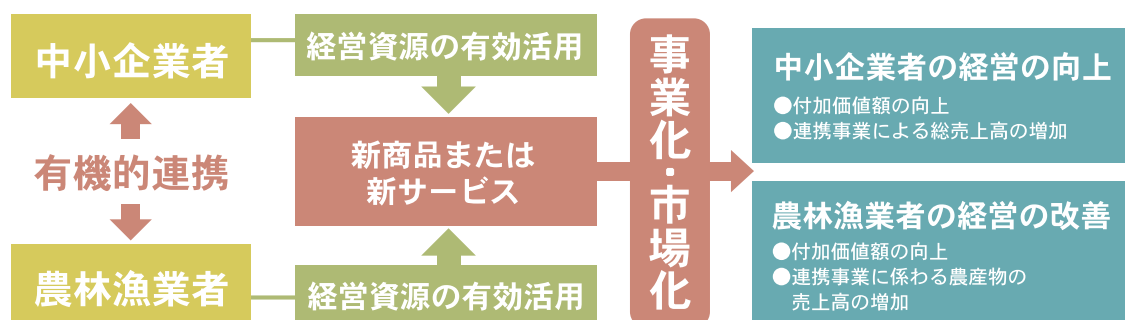
1 農商工等連携事業とは

農商工等連携事業とは、地域経済の中核をなす中小企業者と農林漁業者が有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う事業のことです。これを支援する制度が平成20年度から始まり、その中核となる農商工等連携促進法が平成20年7月21日に施行されました。

2 対象となる事業活動

中小企業者と農林漁業者が有機的に連携し、お互いの経営資源（設備、技術、個人の有する知識や技能、ビジネスノウハウ、知的財産等）を持ち寄り、新商品や新役務の開発、生産、需要の開拓を行うことで経営の向上・改善を図る事業が支援の対象となります。

農商工等連携事業のイメージ



「農商工等連携事業」の申請は、
中小企業者と農林漁業者が共同で申請する必要があります。

■「農商工等連携事業」の申請が出来る中小企業者

※65ページ下部の「地域産業資源活用事業計画」を申請できる中小企業者と同じです。

■「農商工等連携事業」の申請が出来る組合および連合会

組合および連合会	中小企業者になる条件
企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合および商店街振興組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会	特になし
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会	直接または間接の構成員の2/3以上が中小企業であること

■「農商工等連携事業」の申請が出来る農林漁業者

1. 農業、林業、漁業を営む者
2. 農林漁業者の組織する団体

団体

農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、生産森林組合、森林組合、森林組合連合会、漁業生産組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、法人格を有しない任意団体（集落営農組織等）

※農業協同組合等については、農林漁業以外の事業（加工、販売事業等）を行うことを前提に、中小企業者として申請することも可能です。

3 農商工等連携事業計画の認定にあたっての評価基準

1 有機的連携

中小企業者と農林漁業者が有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用すること。

2 新商品の開発等

事業により、新商品もしくは新役務（サービス）の開発、生産または需要の開拓が実現すること。

3 計画期間

計画実施期間は、原則5年以内であること。

4 経営の向上・改善

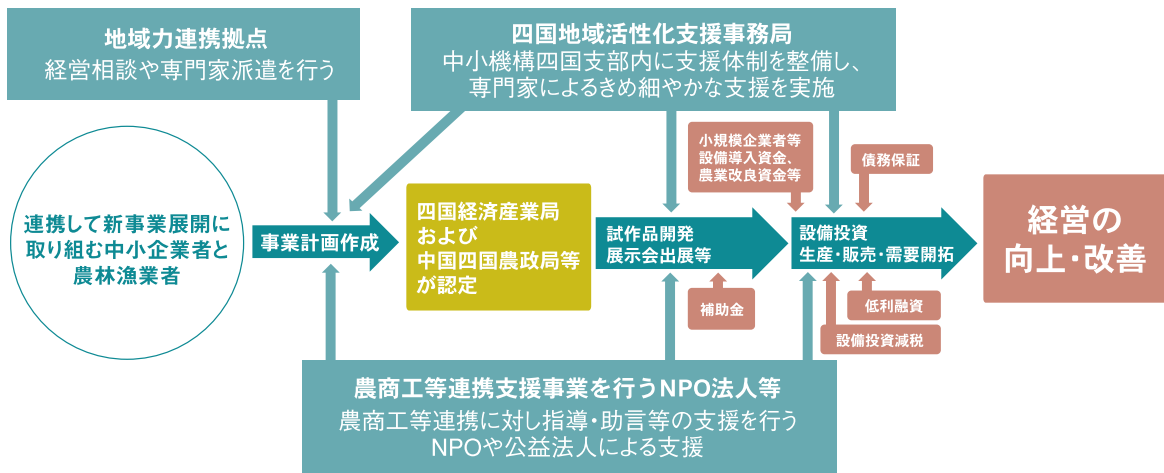
中小企業の経営の向上かつ農林漁業者の経営の改善が実現されること。（数値目標があります）

4 支援内容



農商工等連携事業は、四国では四国経済産業局および中国四国農政局等が認定します。連携事業を計画する場合は、まず地域力連携拠点（チームえびす）でご相談下さい。地域力連携拠点（チームえびす）では、四国地域活性化支援事務局である中小企業基盤整備機構四国支部と連携し、認定までの相談や、認定後のフォローアップなどを行います。

支援の流れ



認定を受けた場合の支援

補助金等

- 農商工等連携対策支援事業補助金
- マーケティング等の専門家による継続的なアドバイス（ハンズオン支援事業）
- 中小企業基盤整備機構等による商談会やテストマーケティングショップへの優先出展

融資等

- 政府系金融機関による低利融資

その他

- 中小企業信用保険法の特例（保証限度額の特別枠の創設、普通保険の補助率の引き上げ、保険料率の引き下げ）
- 小規模企業者等設備導入資金助成法（貸付率の拡大）
- 食品流通構造改善促進法（債務保証支援対象の拡大）
- 農業改良資金助成法等（対象者の拡大、償還期間、据置期間の延長）
- 課税の特例（特別償却、税額免除）